

令和5年度 町 県 民 税 の申告について

国民健康保険税

2月16日(木)から申告が始まります!!



申告は、自主申告が基本です。
収支の把握は自分しか分かりません。
再度収入等をご確認いただき、会場へお越し下さい。

※申告相談は必ず右の指定会場で行って下さい。
税務課窓口では受け付けておりません。

○早めの申告

- 主な収入が年金であり、申告をされる予定の方は、この機会をご利用下さい。
- 日 時 2月15日(木)
受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時
- 場 所 高森総合センター (大会議室)



○申告が必要な方 (令和5年1月1日現在、高森町に住所のある方)

A 給与所得者で下記に該当する方

- 年末調整が終わっていない方
- 給与所得以外に収入がある方

B 年金所得者で下記に該当する方

- 生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- 年金所得以外に収入がある方

C 遺族年金や障害年金等を受給している方 (福祉・介護分野の利用にあたって必要な場合があります。)

D 営業・農業・その他事業・不動産等の所得がある方

- 赤字などで確定申告の必要のない方でも、町県民税の申告は必要です。



○申告受付会場で相談ができない申告 (税務署へ)

- 雑損控除を受ける方
- 相続、贈与税の申告をされる方
- 土地等の譲渡により申告が必要な方
- 青色申告者の方
- 消費税の申告をされる方

◆給与 (青色専従者給与を含む) 支払者は必ず給与支払報告書1部を1月31日までに税務課へ提出して下さい。なお申告等については、下記までお問い合わせ下さい。

高森町役場 税務課 税務係 (☎62-1123)

令和5年度 (令和4年分所得) 申告受付会場

2 月					3 月				
日 (曜日)	税理士	地区名及び受付時間		会 場	日 (曜日)	税理士	地区名及び受付時間		会 場
		9時～11時	13時～15時				9時～11時	13時～15時	
15日(水)	—	年金相談 (収入が年金のみの方)		高森総合センター	1日(水)	—	下 切	—	草部総合センター
16日(木)	●	天 神 上 町	—		2日(木)	●	津留1・2	河原1・2	朋遊館
17日(金)	●	森 冬 野	—	3日(金)	—	野尻1・2、尾下1・2	—	—	
18日(土)	—	—	—	4日(土)	—	—	—	—	
19日(日)	—	—	—	5日(日)	—	—	—	—	
20日(月)	●	旭 通	—	6日(月)	●	横 町 津 留	—	高森総合センター	
21日(火)	●	昭 和	—	7日(火)	●	村 山 上 在	—		
22日(水)	●	下 町	—	8日(水)	●	洗 川 大 村	—		
23日(木)	—	—	—	9日(木)	●	東中原、西中原 前 原	—		
24日(金)	—	中、矢津田、尾下	—	10日(金)	●	小 倉 原 戸 狩	—		
25日(土)	—	—	—	11日(土)	—	—	—	—	
26日(日)	—	—	—	12日(日)	—	—	—	—	
27日(月)	—	草 部 菅 山	—	13日(月)	●	井 上、中園 山 鳥	—	高森総合センター	
28日(火)	●	芹 口 永 野 原	—	14日(火)	—	西 丁 河 原	—		
				28日(火)	●	芹 口 永 野 原	—	—	
				15日(水)	—	税 務 署 送 付 準 備	—	—	

受付時間内に、必ず受付を済ませてお待ちください。

2月24日、3月1日、3日は午後から会場設営・移動のため午前中のみ受付となります。

○申告期間中は税理士無料相談日を設けています。(上記日程の●印をご確認下さい。)

- 消費税、相続・贈与税、雑損控除、株式・土地等の譲渡による申告、青色申告についてご相談がある方は、税理士無料相談日にお越しいただき受付時に申し出ください。税理士が相談に応じます。



○申告に必要なもの

- 給与・公的年金の源泉徴収票、その他収入を証明できるもの
- 出荷、販売証明書 (農業・営業・不動産収入がある場合)
- 生命保険・地震保険・介護保険料・国民年金等の支払証明書

• 本人確認書類*

※マイナンバー (個人番号) を記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

◀本人確認を行うときに使用する書類の例▶

例1: マイナンバーカード (個人番号カード) の表面及び裏面の写し [番号確認及び身元確認書類]

例2: 通知カードの写し [番号確認書類] + 運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写し [身元確認書類] など